

## 「小樽市産業廃棄物等処分事業経営戦略(改定原案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数           | 2人 |
| 2 意見等の件数             | 4件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 1件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |    |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	将来、産業廃棄物最終処分場の容量が不足した場合、次期処分場を建設することになるため、産業廃棄物の排出事業者には運営管理費に加え、建設費用も積み立てられるよう、処分手数料を設定すべきではないか。	本市の産業廃棄物最終処分場は、市内建設業界からの強い要望を受け設置しましたが、自治体が設置するケースは全国的にも少ないことから、今後の産業廃棄物の最終処分場の在り方について整理する必要があるため、現時点で次期処分場を建設する計画はありません。 こうした経緯から、開設に係る経費については市が負担しましたが、運営に係る経費については処分手数料で賄っているため、維持管理費などに不足が生じる見込みとなった場合には、処分手数料を見直すことも必要と考えております。
2	処分場近隣の苦情対応や補償についても、市の税金ではなく、処分手数料に含めて産業廃棄物の排出事業者が負担すべきである。	当処分場の運営に係る経費は全て産業廃棄物等処分手数料で賄っております。
3	「6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」において、令和4年度に埋立可能容量を増やしているが可能なのか。周辺の土地に埋立を拡充したり、覆土が薄くなるなど、周辺環境の悪化に繋がらないか不安がある。	令和4年度の埋立可能容量の変更は、当処分場を効率的に使用するための延命化を目的に、法令に基づく埋立処理能力の10パーセント未満である「軽微な変更」の範囲で、嵩上げにより埋立容量を増やしたものであります。覆土についても、即日覆土の徹底や最終覆土厚50センチメートルという法基準を延命化以前と同様に遵守するなど、周辺環境に影響が生じないよう対応しております。
4	「1.事業概要」では、「供用開始からの経過年数41年」と記載しているが、「6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」では、「供用開始から40年が経過」と記載されており、年数が一致していない。	御指摘のとおりですので、「6.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項」を、「供用開始から41年が経過」に修正いたします。

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。